


指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 7 月 9 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 かぶしがいいしやもりもとはいかんこうぎょうしゃ 株式会社森本配管工業社 

住所 奈良県大和高田市中三倉堂2丁目11番30号

フリガナ 代表者氏名 だいひょうとりしまりやく もりもと かずのり 代表取締役 森本 和憲

電話番号 0745-22-1766

FAX番号 0745-52-7378

メールアドレス morimotohaikankogyo@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 13 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者	✓	25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 7 月 9 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

株式会社森本配管工業社

奈良県大和高田市中三倉堂2丁目11番30号

代表取締役 森本 和憲



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャモリモトハイカンコウギョウシャ 株式会社森本配管工業社		
住 所	〒635-0045 奈良県大和高田市中三倉堂2丁目11番30号		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク モリモト カズノリ 代表取締役 森本 和憲		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
・事業所の住所	大和高田市中三倉堂 2丁目9番35号	大和高田市中三倉堂 2丁目11番30号	
・役員の変更	森本 美紗子 土橋 芳子 森本 千里 (監査役)	退任 退任 森本 千里 (取締役)	
事業者の住所	奈良県大和高田市中三倉堂 2丁目9番35号	奈良県大和高田市中三倉堂 2丁目11番30号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 7 月 9 日

申請者

氏名又は名称 株式会社森本配管工業社
住 所 奈良県大和高田市中三倉堂2丁目11番30号
代表者氏名 代表取締役 森本和憲



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市中三倉堂二丁目11番30号
株式会社森本配管工業社

会社法人等番号	1500-01-022067	
商号	株式会社森本配管工業社	
本店	奈良県大和高田市中三倉堂二丁目9番35号	
	奈良県大和高田市中三倉堂二丁目11番30号	令和 4年 2月 8日移転
		令和 4年 2月 8日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成30年1月19日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給排水・衛生設備工事、上下水道工事、冷暖房空調設備工事、給湯設備工事その他一般管工事の設計・施工・監理並びにメンテナンス業 2. 一般土木建築工事の設計・施工並びに請負業 3. 給排水・衛生設備、冷暖房空調設備、給湯設備関係機器類の販売及びメンテナンス業 4. 産業廃棄物の収集・運搬及び処理業 5. 前各号に附帯又は関連する一切の事業 	
発行可能株式総数	5000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株	
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	
	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。 <div style="text-align: right;">令和 4年 2月 8日変更 令和 4年 2月 8日登記</div>	
役員に関する事項	取締役 森本和憲	令和 2年 3月22日重任
		令和 2年 3月23日登記

	取締役 <u>森本美紗子</u>	令和 2年 3月 22日 重任
		令和 2年 3月 23日 登記
		令和 4年 2月 8日 辞任
		令和 4年 2月 8日 登記
	取締役 <u>土橋芳子</u>	令和 2年 3月 22日 重任
		令和 2年 3月 23日 登記
		令和 4年 2月 8日 辞任
		令和 4年 2月 8日 登記
	取締役 <u>森本千里</u>	令和 4年 2月 8日 就任
		令和 4年 2月 8日 登記
	奈良県大和高田市甘田町10番21号 代表取締役 <u>森本和憲</u>	令和 2年 3月 22日 重任
		令和 2年 3月 23日 登記
奈良県大和高田市中三倉堂二丁目9番35号 代表取締役 <u>森本和憲</u>		
	令和 4年 2月 8日 更正	
監査役 <u>森本千里</u>		
	令和 4年 2月 8日 退任	
	令和 4年 2月 8日 登記	
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		
	令和 4年 2月 8日 廃止	
	令和 4年 2月 8日 登記	
取締役会設置会社に関する事項	<u>取締役会設置会社</u>	
	令和 4年 2月 8日 廃止 令和 4年 2月 8日 登記	
監査役設置会社に関する事項	<u>監査役設置会社</u>	

奈良県大和高田市中三倉堂二丁目11番30号
株式会社森本配管工業社

	令和 4年 2月 8日廃止	令和 4年 2月 8日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成30年 1月19日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 6年 7月 8日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

畑 山 尚 江



株式会社森本配管工業社 定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社森本配管工業社と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水・衛生設備工事、上下水道工事、冷暖房空調設備工事、給湯設備工事その他一般管工事の設計・施工・監理並びにメンテナンス業
2. 一般土木建築工事の設計・施工並びに請負業
3. 給排水・衛生設備、冷暖房空調設備、給湯設備関係機器類の販売及びメンテナンス業
4. 産業廃棄物の収集・運搬及び処理業
5. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県大和高田市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、5000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

第3章 株主総会

(招集)

第8条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(決議の方法)

第9条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第4章 取締役

(員数)

第10条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第11条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第12条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(社長及び代表取締役)

第13条 取締役が1名の場合はその者が代表取締役となり、取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

第5章 計 算

(事業年度)

第 14 条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第 15 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 16 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は当社の定款である。

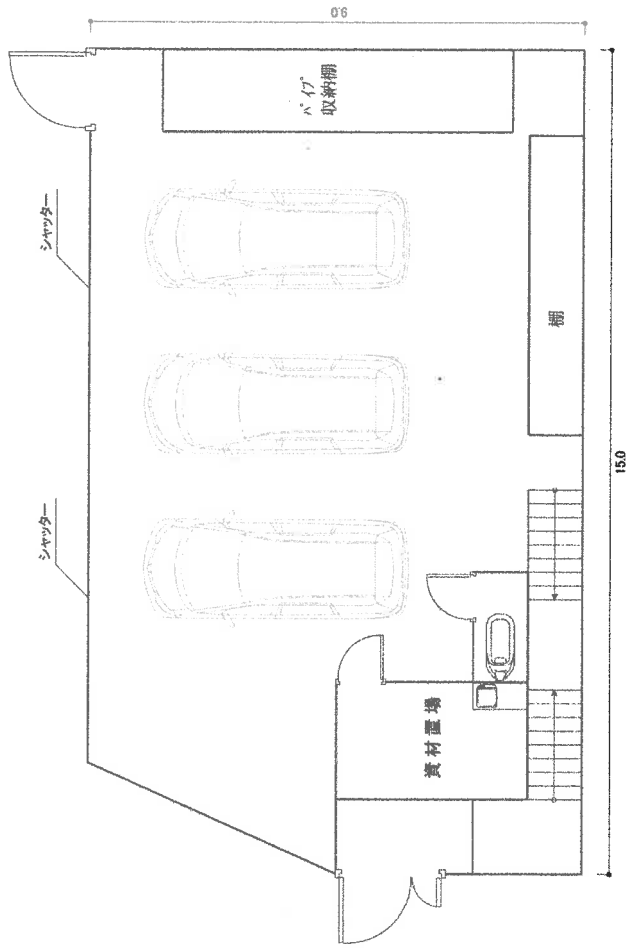
令和 6 年 7 月 9 日

奈良県大和高田市中三倉堂二丁目11番30号
株式会社森本配管工業社
代表取締役 森 本 和 憲



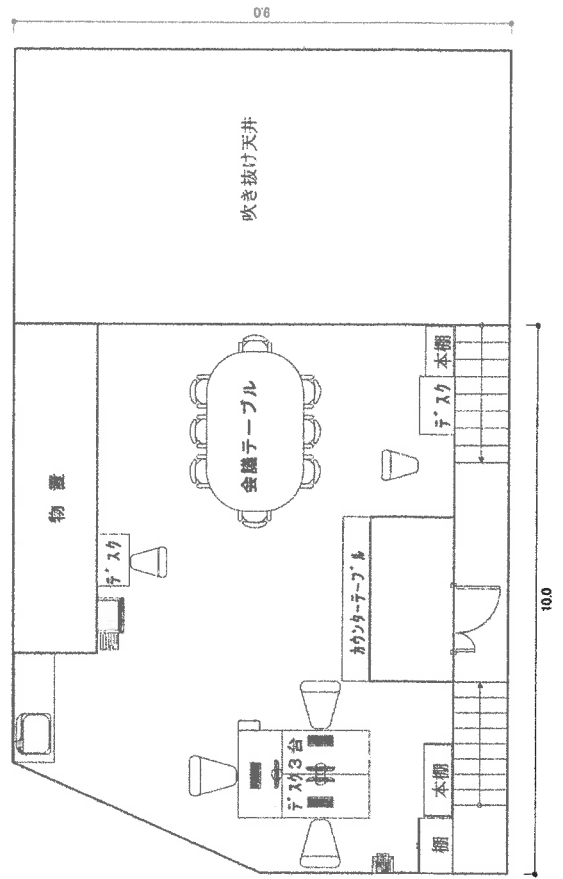


大和高田市中三倉堂2丁目付近



1階
平面図

2階
事務所
平面図





外観①



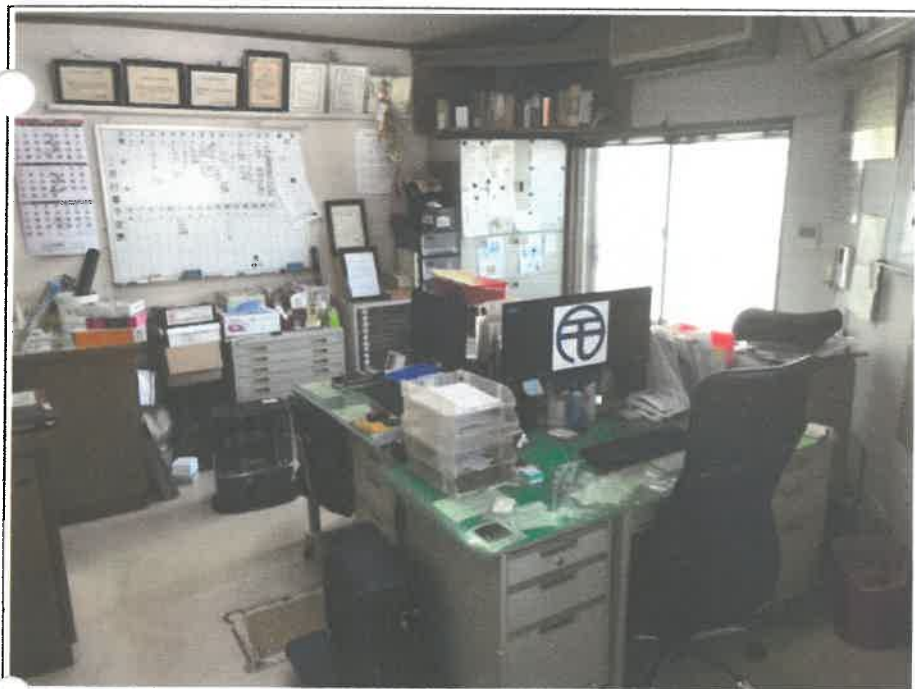
外観②



倉庫内観①



倉庫内観②



事務所①



事務所②
